

「交通事故をなくす運動」推進功労者の表彰実施要領

(趣旨)

第1条 「交通事故をなくす運動」東淀川区推進本部（以下、「推進本部」という）要綱第4条5項の規定に基づき、当区における「交通事故をなくす運動」の推進に功績のあった個人、又は団体に対する表彰を実施するうえで必要な事項を定める。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、推進本部長（東淀川区長）の表彰状若しくは感謝状を贈呈することにより行う。

(表彰の対象)

第3条 「交通事故をなくす運動」の推進について功績のあった個人又は団体。なお、官公署・交通安全協会の職員は、表彰の対象としない。ただし、地域内において、活動している場合は対象とする。

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は、次に定めるところによる。なお、在任期間及び活動期間については、表彰実施月の前月末までとする。

- (1) 推進本部の推進委員及び地区実行委員長にあっては、在任期間が通算10年以上の者
- (2) 推進本部構成機関の団体・団体の長及び団体の役員にあっては、在任期間が通算15年以上の者
- (3) 個人及び団体にあっては、活動期間が継続して5年以上の者
- (4) その他、第6条の規定に基づく表彰審査会及び本部長の承認で、特に適当と認めた個人又は団体

(表彰者の推薦)

第5条 表彰者の推薦は、前条第2号・第3号にあっては、推進本部推進委員及び地区実行委員長とし、第1号にあっては、推進本部幹事とする。

- 2 推進本部推進委員及び地区実行委員長は、推薦にあたっては、推薦書（第1・2号様式）を推進本部長に提出する。
- 3 推進本部幹事は、推薦にあたっては、幹事会において協議するものとする。

(表彰審査会)

第6条 前条の規定に基づく推薦内容については、推進本部幹事が表彰審査会（以下

「審査会」という)を行い、必要な審査を行う。なお、審査会終了後は、推進本部長の承認を得る。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、年1回、「春の全国交通安全運動」期間中に表彰を行う。

(推薦書の提出先)

第8条 推薦書は、「交通事故をなくす運動」東淀川区推進本部事務局に提出する。

(そ の 他)

第9条 この要領に定めのない事項については、推進本部役員会において協議のうえ決定する。

附 則

本要領は、昭和60年3月25日から実施する。

本要領は、平成5年2月16日改正

本要領は、平成18年2月23日改正

本要領は、平成21年4月 1日改正

本要領は、令和3年3月 1日改正